

令和6年度 第2回燕市人権教育・啓発推進委員会 会議録

日時：令和7年2月4日（火）午前10時～11時55分

場所：燕市役所 1階 会議室102・103

出席委員：藤本晃嗣委員、長谷川均委員、松井淳委員、藤田秀典委員、
木部正実委員、古川真哉委員、袖山光子委員、小越ゆみ子委員、
小平松雄委員、太田友美委員（10名）

欠席委員：松尾和浩委員（1名）

事務局：市民生活部長、市民課2名、庁内推進委員14名

1. 開会

2. あいさつ

市民生活部長あいさつ

3. 議事

（1）第2次燕市人権教育・啓発推進計画の進捗状況の点検と評価について

概要説明

第2次燕市人権教育・啓発推進計画・令和6年度実績報告（見込み）

①第2次燕市人権教育・啓発推進計画進捗状況一覧表【令和6年度】（見込み）

②第2次燕市人権教育・啓発推進計画《施策の達成目標の状況（見込み）》

（委員長）次第3議事に入ります。初めに、（1）、第2次燕市人権教育・啓発推進計画の進捗状況の点検と評価について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より説明）

（事前にいただいた質問、意見について担当部署の庁内推進委員より説明）

（委員長）事務局の説明が終わりました。担当部署からの回答について再度、質疑、ご意見などがありましたらお願いします。

（委員）資料No.1の1番最初に書いてある市役所職員の同和教育研修についてお尋ねしたいと思います。もし分かったら教えていただきたいのは、この研修というのは、燕市職員全員に対して、誰がどのような研修をされているのか。研修後、職員の意見交換などがなされているのかについて、教えていただきたいと思います。

(事務局) 市民課のコメントに対するお尋ねということで、回答させていただきます。
職員研修につきましては、先ほど申しましたが令和2年度から開始しております。会場の都合等で、各部署から1年度に1人ずつになりますと、30人から40人ぐらいになります。人権の問題もいろいろな分野がありますが、同和問題が重要で、まずは、基本的に認識を深めてもらうものというふうに、人権担当としてとらえまして、研修を行っております。本日の委員長さんである藤本先生に講師になっていただき、毎年開催しております。全員が対象ですので、職員は毎年受講する者は変わりますので、先生には申し訳ないのですが、内容は一貫して、基本的なものを講義していただくという形になっております。また、その研修を受けて生かすような場面はどうか、ということだと思っておりますけれども、なかなか1回の受講で何かに反映するというのは、難しいところもあります。例えば各部署については、部署内での職場研修というのがあります。私が感心したなと思うのは、人権の職員研修を受けて、それを職場研修に反映して、部署内で研修を行ったと伺っております。そういう形で、次につながるものを、やっていただくとありがたいですし、事務局としても、そこにつながるような形で何か考えていかなければならないと思っております。

(委員長) 次の方、お願いします。

(委員) 人権からは、ずれると思うのですが、広報課の最初のところで、本当に子育て中の外国人が増えてきたとあるのですが、燕市においては、どこの国の人が入ってきて、多いのか。例えば、上から三か国ぐらいはどうか、私たちは分からないので、お聞きしたいと思います。

(事務局) 外国人の数と、どこの国が多いかの質問になりますと、市民課のほうになると思うのでうけれども、すみません、正確なデータがございません。

(委員) 大まかなところでいいのです。

(事務局) 私のほうで今持っている資料が、令和6年10月末現在なのでございますけれどもよろしいですか。

(委員) はい。

(事務局) 外国人の住民数ですが、全体では762人おります。国籍別で多い順に

申し上げますと、ベトナムが 337 人、続いて中国が 128 人、次が、インドネシアが 79 人となっております。

(委員) ベトナムの人はよく聞くので、やはりそうなのですね。はい分かりました。これに比例して、子育て中の子供がいる人も、大体、ベトナム、中国、インドネシアあたりの人ということでしょうか。ベトナムの人は、意外と独身の人が、多いというわけではないですか。

(事務局) 市民課で持っているデータですと、家族構成までは集計していないので、国籍別の人数については先ほど申し上げたとおりですけれども、お子様がいる、いない、ご夫婦だけというところになると、そこまで集計していないので、そこはご勘弁いただきたいと思います。

(委員) 分かりました。

(委員長) 次、お願いします。

(委員) 今現在では、国の人権教育や、推進法では 2000 年の法整備のもとに、全国の自治体の取組につながっているわけです。今まで国のほうで、中間の論議が余りない中きているのですが、この法律の有識者会議等では、国のほうから方針が出て、全国の自治体を初め、国民からパブリックコメントを募集という状況になっております。そういった中で、インターネットの差別状況が拡大し、深刻な状況にあり、国際的にも国連からの様々な勧告を日本が受けているといわれています。とりわけ、経団連が夫婦別姓をいうように、海外から非常に批判を受け、人権の課題についてもっと進めていき、企業の意識を変えていただきたいということです。ビジネスと人権が、国の有識者会議では指摘をされています。そういった状況も、当委員会の中で、情報提供され、論議をいただきたいと思います。人権に関する新しい動きが、今年もたくさんあったわけです。民間企業に、合理的配慮の義務づけ、今までは努力義務だったわけですが、今年、4 月 1 日から雇用率の引上げもありました。大きなところでは、様々な改定があり、そういうことが、全庁的に共有をされることが大事なのではないかと思います。スピード感を持った取組みをこれに加えて行っていただきたいと要望します。世界はいろいろな動きをしていて、トランプさんが出て、人権に関して多様性の否定など、絶えず注目をしていかなければならないところだと思います。委員会にも情報をしっかり提供していただきながら、また、庁舎の中でも全体的に共有をしながら論議し、

進めていっていただきたいと思います。

条例制定には議員さんも関わっているわけです。議員さんは市民の代表ですから、市民には燕市の人権の取組について、しっかり説明ができると思います。人権3法ができて8年目になるわけで、そういう面では全国的にたくさん自治体の人権条例を制定している状況の中で、世界的な活躍というか、影響力を持っている燕市としては、人権条例をしっかりつくることを議員さんに理解していただくことが非常に大事ではないかと私は思います。以上要望、二つお願いします。

(委員長) 今のご意見について事務局いかがでしょうか。

(事務局) 市民課に関する事だと思います。

おっしゃるとおりで、本日であれば年間の報告で決まった議題でございます。決まった議題を報告して、聞いて終わりではなく、委員会で大切なのは、委員の皆様は燕市における人権に関する情報を、スピード感をもって適切に情報提供する、委員会の開催がなくても、例えば情報提供するなど、そういうものが伝わるような資料づくりというのを工夫していかなければならないと思っております。それから、後段で言われた議員さんの関係ですけれど、もちろん、市民の延長線ということで、例えば講演会や啓発活動に、議員さんが来て、意見をいただくというのはあるのですが、もう少しアプローチの仕方は考えていかなければと思っています。また、他の自治体を参考に勉強させていただきたいと考えております。

(委員長) 他にご意見ないでしょうか。それでは私から3点質問させていただきます。

資料1ページの内容ですが、新たな発信媒体というふうにあります。これはやさしい日本語で書いたパンフレットの新たな作成なのか、それとも、先ほど委員からご質問ありましたが、それぞれの言語での説明をしたパンフレットなのか、というところをお聞かせください。

2点目の質問です。資料2ページ、ナンバー1の社会福祉課の担当ですが、相談対応に関して、どれぐらいの数を相談対応されているのか教えてください。それで、プライバシーの保護の観点というのは重々よく理解できるのですが、関係部署での相談対応は、情報として共有されているのかという点。そしてもう1点、人権侵害というのは自分ごとでなかなか考えられないケースがありますので、これを公表することで、燕市でもこういう事例があるのだというような形で市民に対して、教育効果というのは必ずあると思います。国の情報を、リンクで張ったとしてもそれを燕市以外の遠いところで起きた

人権侵害であって、燕では関係ないというふうに思われるので、できるだけ、できる範囲で、ぜひ公表いただければというふうに思います。もちろんプライバシーの保護というのは大切な問題なのですが、公表というのもとても大切な観点だと思うので、ご検討いただければと思います。

そして最後の質問ですが、同じ資料の4ページ目、こども未来課のところですが、保育士の人権意識の回答について人権意識といってもいろいろあると思うのですが、こういった種類の人権に関して、意識を高めようとしているのか、ご回答いただければと思います。

やはり危惧するのは、優しくすれば人権意識は、優しい気持ちにつながるのだというふうな、非常に安直な、間違った考え方と言っているのではないかというのを、こういう場合に心配しますので、そういった心配からの質問だと思っていただきたいです。

(庁内委員) 1点目の質問に対して、広報秘書課から回答いたします。

新たに媒体数を増やすというところでしたが、広報秘書課のほうで対応しているものが、各課で発行された発行物に対して、カタログポケットという10か国語に翻訳するアプリでの配信を担当しております。広報紙や議会広報、ごみカレンダーなどを配信している中で、今回新たにカタログポケットを配信対象と含めるということで、「つばめ子育てガイド」を、来年度から対応したいと考えております。

(委員長) はい、ありがとうございます。

(庁内委員) それでは、社会福祉課のほうから回答をさせていただきます。

まず相談の件数というところですが、令和6年度においては410件になっております。こちらの相談の内容につきましては、障がい者自立支援協議会の中の専門部会の中に相談支援専門部会というものがございしますので、そちらのほうで情報共有とさせていただいておりますし、必要であれば、その上の、障がい者自立支援協議会の中でもご報告はさせていただいております。

続きまして、公表を検討したほうがいいのかというご意見をいただきましてありがとうございます。現時点のところでは、まだ公表というところまで至っておりませんが、いただいたご意見を踏まえて、今後また検討していきますので、よろしくお願いいたします。

(庁内委員) こども未来課です。ご質問についてですが、人権意識の内容としましては、

不適切保育の防止、障害、それから発達の特性に関することについて、研修を実施させていただいております。それから、我々としましては、やはり子どもの最善の利益というところを考えまして、虐待の防止、ご家庭に関わる部分も非常に強いところではございますので、家族のほうへの支援です。それから、我々だけでは対応出来ないというのも当然ございますので、そこは連携関連する機関のほうにつなぐというところをしっかりと重視しながら、人権意識のところをやっているところとさせていただいているところでございます。

(委員長) こども未来課について重ねて質問ですが、ジェンダー教育は保育士さんにされているのでしょうか。

幼稚園だと、男の子、女の子の役割をすごく強調する幼稚園もあると思うのですが、燕市はいかがかなと思って質問させていただきました。

(市内委員) 男女の違いということでは、今ある種いろいろな考え方がありますが、特に多様性という面では、それぞれ互いに認めていくといったような考え方のもとやっているところでございます。男女の違いなど、余り意識させることのないように、保育士としてはその辺は注意をしているつもりでございます。

(委員長) 他にありますでしょうか。

(委員) 資料1 ページの1 です。毎年職員に研修を実施されているということなのですが、臨時的雇用の職員さんも皆対象になっているのでしょうか。

(事務局) 3 ページ1 の職員研修の関係でよろしいでしょうか。

基本的には、市の職員、出先、臨時さんを含めても、600 人を超える数ですので、毎年 40 人規模ずつで継続していくのですけれども、燕市で働いている方全てに人権意識を持っていただきたいと考えておりますので、事務局としては、それを含むというふうにとらえております。

(委員) 最近、職員数の中で割合が増えていると思うのですが、やはりそういう方も、後回しにならないようなことも大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。保育現場でもやはり同じようなことがあると思います。特に保育士の臨時的雇用の方が非常に多くなっていると思うのですが、そういう方々に、県の研修などは対象にならないと思います。それで、きっと園で、伝達されているとは思いますが、的確に伝わっているのかということがあります。それとボランティアの件なのですが、ボランティアというと、いろん

な形があると思いますが、保育実習もそれに含まれるのでしょうか。先ほどの回答だと含まれるように、私は理解したのですがよろしいでしょうか。

(庁内委員) はい、保育実習もこの中に含めて考えて配慮しております。

(委員) 保育実習生に対しての人権教育ですが、学校でもされていると思いますが、まだまだ実習生は未熟だと思うのです。学校で教育を受けて、実習に入られるとは思いますが、保育現場でどのようにレクチャーというか指導されて、実習に入られるのか。また危惧されることといたしましては、まだ、年齢も若く、それから多分実習は地元が多いと思うのですね。地元に入ってくると、いろんな子どもたちを間接的に知っていたりするわけです。どこの誰さんみたいな。そうなってくると例えば、障害とか、いろいろな発達障害、いろいろな個性の子がいますので、その個性の子に対しての興味も、わからないわけではないので、その辺の教育、指導などは、考えていますでしょうか。

(委員長) はい、お願いします。

(庁内委員) はい、まず養成校、保育ボランティアについてですけれども、ご指摘のとおり我々も、養成校のほうへの教育というのを、少し頼ってしまっている部分もあると思いますので、今後については、例えば市としても、しっかりと研修をして、人権について意識が持てるようにしていくことが大事だと思いますので、検討してまいります。また、守秘義務等ございますので、そこは保育学生であろうと、しっかり配慮をしていきたいと考えております。それから最初にご質問をいただきました、臨時職員等に関するところですが、我々としては、市民課から人権に関する資料をいただいておりますので、園長会といいまして、園長が集まる会議の場で、いただいたものを園長から、各施設へ周知をさせていただいております。それから研修についても、不適切保育といった大事な部分については、新しく入った職員に対し、毎年度、4月とはいきませんが早い段階で研修を実施させていただいております。

(委員) それからもう1点ですけれど、最近民営化が非常に進んでおりますよね。そうすると、民営化された保育園の職員さんについてはどのような扱いになっておりますでしょうか。

(庁内委員) 民営化については、確かにおっしゃるとおり、施設が運営というところになっておりますので、そこについては市の部分と少し離れるところではありま

すが、全体会議ということで、年に5回、6回ぐらい、私立園の方が集まって研修会を実施しております。先ほどの市民課の資料等も、全体会議の中で、私立園にも配布しております。今後についても、引き続き、配慮できるような形にしていきたいと思います。

(委員) それと、各地域に、自治会がありますよね。その中で、男女差別まではいかにしないにしても、なかなか高齢者の方の意識が私としては少しいかがかなという感じがあるのですけれども、男女共同参画の委員さん、そういうことは、お考えになりませんか。別に関係ないかなという感じでしょうか。

(委員) 私は、今まで二つの会社にいたのですが、一つ目の会社は、更衣室が男女別でありました。二つ目は、更衣室がない状況でしたけれども、特に問題がなかったです。

(委員) そういうことではなくて、考え方ですね。女性がやはり、トップに立つ確率は非常に低いですし、意見を述べても取上げられる確率も少ないというような、現状は企業の中でもないですか。

(委員) 企業の中ではそういったことは、私のいた会社ではないです。それは、女性、男性に限らず、意見を挙げれば聞いてもらえる。女性は、意見を挙げる方が少ない。私はそう思っています。

(委員) そういう理解ですね。

(委員) はい。私は、自治会に参加すると、何かプレッシャーではないのですが、ちょっと感じる場所がありますが、市としてはそういう傾向は全くないとお考えでしょうか。

(事務局) 自治会の中での男女の差といいますか、女性が会の中で、活動しづらいということのご意見だと思うのですが。市のほうでそういう考えは全くないのかということですが、市のほうでもそれについては、問題意識を持っております。人権の中で男女共同参画推進計画でも、自治会における、男性、女性の差別といいますか、女性が上に立てない、そういうことも、計画の中では、その解決に向けて取組をしていきたいと思います。というのを盛り込んであります。自治会担当の総務課のほうでも、そういうところは、意識を持っておりますので、自治会長さんに女性を入れていくような働きかけはしてはいる

のですけれども、まだまだ、そこまで意識が変わっていったいないというのが現状かと思っております。男女の役割分担意識の解消というのが、課題にはなっております、今、若い方というのは、小学校の頃から、そういう教育を受けておられるのですが、やはり年齢の上の方というのは、まだそこまでの意識がない現状があるのかと思っております。市役所としてもそういうところが課題としては持っております。

(委員) やはり子供たちとか、若い世代は本当にそうだと思うのですが、なかなか、自治会になると、若い人は、あまり参加意識もないし、地域ではリタイアした方などが活躍される場みたいな感じがありますので、できればそういう方たちに少しずつ意識を高めていただくような計画なども立てていただけたらありがたいかなと思います。

(委員長) 他にご意見ありますでしょうか。

(委員) 今ほど自治会の話がありまして、私は今自治会長を務めています。燕市全体では、女性の自治会長さんは数名おられます。自治会長のほかに副会長であったり、会計であったりという方も、女性が入っているところが増えてきていると思います。私のところについては、残念ながら女性は含まれていないのです。やはり、役員になる方がいないというのが現状でございまして、私どもの自治会でも女性の方をお願いするのですが、断られるというのが現状でございます。

女性の意見などが必要になっていると思いますので、お願いするのですけれども、なかなか引き受けていただけないというのが現状です。

(委員長) 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

(委員) 自治会の話が出ましたが、私の町内も古い町内の一つなのですが、そこで、ある集まりがあったときに、私がよそ者と言われました。自分ではよそ者だと思っていなくて。50年近く住んでいるので、確かに私も主人も、別のところから入ってきたので、そうだなと思いました。でも、よそ者じゃないという人はそこで生まれてそこで育った人をよそ者ではないと言われて、よそ者だから、ここ町内の役員はできればここで生まれ育った人を町内会長にするのが当然だろう。少数ですけどそのような意見がありました。よそ者とは思ってなかったのに、よそ者だったのか。今ここに参加して、これは人権問題ということを深くも考えなかったのですが、もしかして、そうなの

か。それはほんのわずかで、みんながそう思っているわけではないので、そういう視点も、自治会を大事に思っている人は、そういう人もいるのだなということで、ちょっと述べさせていただきました。

(委員長) 他にありますか。

(委員) 大きく3点、ご質問させていただきます。

まず1点目、委員からご発言があったことについてです。私も全く同感です。市の皆さんの立場からは、市の推進施策として、こうなのですよというお話はできると思います。その働きかけについて、皆さん行政の立場だと、なかなか難しい部分も、議員さんにはあるのかと思います。なので、この委員会のメリットとしては、これはある程度独立性が保障されている委員かと思えますので、この委員会の中で、そういうような、議員さんの研修等について、働きかけ等があったというようにお話をさせていただいてもいいのかなと思っています。

続いて2点目です。

資料ページ、3ページのナンバー1の件です。全ての職員が、同和教育、あるいは人権教育研修にという、その目標設定の在り方でございますが、最初、市民生活部長の挨拶の中から、今日の委員会では、皆様から目標値の設定の在り方についても、ご検討いただきたいというお話があったので、私なりの意見を述べさせていただきます。例えば令和2年から、全ての職員が同和教育に正しい理解を深めることを目標としている。令和6年までの取組の中でということならば、これを率直に読めば職員は5年に1回研修を受けるということでしょうか。そうであるとしたら、例えば学校現場は毎年2回は必ず、先生方は同和教育に関わる研修を確実にしているわけです。これは県にも報告されているわけですから。そうすると、例えば、皆さんの立場だと、社会教育における同和教育を推進すべき立場でもあるわけですね。その皆様が5年に1回研修を受けて、それで目標値100%でしたというのは、私はややこの目標設定の在り方については疑義があります。ネット配信なども出来て、いつでも自分の聞きたいような時間で研修もできる体制になっているわけですから、何とかこの目標設定についてはご検討いただけるとありがたいなと思っています。

続いて3点目です。

5ページのナンバー3の部分であります。

学校教育課からは、非常にいじめ、不登校、そして昨今の新聞報道では、子供たちの自殺件数が非常に増えている。ここが問題だ、というような報道も

なされています。そういうことを考えたときに、学校教育課のほうから、居場所づくりに向けて、小学校へ校内教育支援センターを設置することを予定しているという前向きな回答は、とても評価できる回答だと私は思っています。そのことに関わってですが、学校現場もなかなか忙しい中で、校内教育支援センターというのは誰が対応するのでしょうか。センターを設置したはいいけれども、結局、各学校の教員配置数の中でその仕事を相談してくださいというようなシステムなのか。あるいは、市独自としてこういう人的配置をしたうえで、相談に乗りますというような教育支援センターなのか。今の段階で分かればそこを教えてくださいたいのです。そしてまた、小学校だけでなく、中学校という部分ではどうなっているのか。今、やはり学校と社会との連携というのものもあるわけですから、例えば市としては、フリースクール的なものの設立に向けて支援するとか、そういうふうなお考えはあるのか、質問が多くなりましたが、以上大きく分けて3点です。1点目のものについては、答えていただく必要はございません。

(委員長) はい、お願いします。

(事務局) 市民課から、2点目の職員研修の関係でお答えします。

職員研修につきましては、令和2年度から始めたと申したのですが、当初の計画ができて、4年目5年目と進んできております。研修自体は、5年に1回なのか、この部分だけ見るとそういうとらえ方になるのですが、市の主催の職員研修であるという形になります。今日欠席されておりますが、人権同和センター様の主催の越佐にんげん学校の講座があります。私どもの、本日出席している庁内委員にも、必ず出席を依頼していますし、一般の職員も依頼しております。研修のやり方は違うのですが、そのほかにも部落解放同盟様のほうから、年間を通じていろいろな研修、また大会など可能な限り、職員には、庁内委員を通じてお願いしております。そういう意味では職員は、この研修を受けて、それだけではなく、いろいろな研修を受けられる場を増やせるように検討していきたいと考えております。職員研修については、4年5年この状態で来ておりますので、検討の余地はあるかなとは思っております。

(庁内委員) 続いて、学校教育課です。小学校の校内教育支援センターについて、まず初めに中学校についてですが、既に全校で校内教育支援センター設置しています。それに加えて、小学校に配置していく予定で検討、準備を進めているところです。また、校内教育支援センターの支援員については、学校の教職員

とは別にセンターの、専任のセンタースタッフを募集公募し、その方を配置して当たっています。週5日間3時間ということで、お願いをしているのですが、日数の割合については、各校の運用しやすいように、週3日間にして時間を増やすなどの方法がとれるように、設置をしています。小学校についても同様に進められるようにしています。また、フリースクールとの連携の在り方や、設置の支援については、まだ現在検討されていない状況ですので、持ち帰って、また考えていきたいと思っています。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) わかりました。越佐にんげん学校など、いろんな研修会に皆さん出ているということですが、出て終わりではなくて、出た後の情報共有、こういう講座で、こういう学びを私はしてきましたということを、課の中、あるいは、市全体の中で共有できるようなシステムづくりをしていただけると大変ありがたいなと思っています。

(事務局) はい、貴重なご意見ありがとうございました。

先ほどの説明の中でちょっと触れた部分もあるのですが、人権研修が終わって、担当部署に戻って、課内研修という形で人権を取上げたという例がございますので、そういう形で、研修の効果が広がっていくような方法を検討していきたいと思います。

(委員) 私のほうから幾つか質問させていただきます。一つは、優生保護法の関係で、保育行政の中で重大な人権侵害が起こって、法律が出来て、損害賠償というような形で始まっています。燕市についての取組についてです。新潟市などですと、退職職員も含めて、再度調査をするというようなことで、回答いただいています。私は、何人か被害に遭われた方はいらっしゃって、極めて深刻な人権侵害を受けた市民がいらっしゃるのだろうというふうに思っているのですが、燕市の取組はどの程度進んでいるのか、また、掘り下げて取り組もうとされているのか、お聞きしたいと思います。それともう一つは、障がい者の駐車スペースや、妊婦さんの駐車スペースは、どういう呼び方になっているのか。県などは条例があって、少し問題になっているのですが、燕市はどのようなふうな形で、名称がつけられているのか。いわゆる、合理的配慮ではないような、呼び方。先ほど委員長のほうからもお話がありましたけれど、みんな仲よくみたいな話の延長線ではなくて、人権に配慮したスペースとしての保障にしていきたいというふうに思っています。県は、やは

り誤りだとか、合理的配慮ではつながらないとか、それを否定するような内容での条例になっているので、これはやはり考えざるを得ないのではないか。この間の交渉の中でそういう話が出ています。燕市はどうなっているのかお聞きしたい。

(委員長) はい。お願いいたします。

(事務局) それでは1点目の優生保護法の関係ですが、市民課のほうも関係している部分がありますので回答させていただきます。毎年、優生保護法の関係で、各自治体に対応はどう進んでいるかのお尋ねがきております。それを受けまして、回答をさせていただきました。当然ですけれども、燕市でそういうかたに対する周知はホームページ等を通じて行っています。プライバシーもありますのでそういうかたには、救済の制度、法の整備が変わったという情報は逐一公開させていただきます。また例えば、職員とか民生委員さんで、当時の様子を分かるかたが、まだ探せばいるのではないか、手がかりがあるのではないかというお尋ねですけれども、そこはもちろん、担当部署に、優生保護法の会からきた照会に関して、できる限り、情報があれば対応してほしいというふうにお願いしているところです。

(委員) それでは非常に私としては不十分ではないかなというふうに思います。プライバシーというけれども、誰にオープンにするとやっているわけではないので、そういうところで逃げるのではなくて、本当に重大な人権侵害があったということを、各自治体が反省の上に立たないと、取組はうわべだけになり、差別の拡大につながる。水俣の補償問題もそうですけど、お金が欲しくてみたいな話がループされて、二次被害的なことも含めて想定されるわけで、市がしっかりと、重大な人権侵害があったので、そのために賠償金が発生しているのだということを伝えていかなければいけない。当事者を探し当てても、伝えていくというような気構えがなければ、ただ表面的な形でしかない。このような通達が来ましたので、皆さんおいでください、みたいなことだけでは、被害者が名のり出ることはあり得ないのではないか。ハンセン病もそうですけれども、新潟県の場合は県や市町村の反省、自治体の手をかせて草津や、東京に送り込んでしまった。そういうことを検証してないところが、人権の取組が遅れていくことにつながってしまうと思っている。もう一度、庁内全体で、この問題は極めて重要な人権侵害があつて、それに手をかしてしまった自治体の反省としても、しっかり取り組まないといけないと肝に命じて取組に頑張っていただきたいと要望いたします。

(事務局) はい、ご意見ありがとうございました。優生保護の関係については人権の観点で、市民課から回答いたしました。ただ、過去の実態を知っている民生委員さんや職員がいるとかいうのは、また別の担当部署がありますので、その部署と連携して、プライバシーの保護には注意しながら、何か良い方法はないかというのは、検討していきたいと思います。

(委員) ぜひお願いします。

(委員長) 2点目についてお願いします。

(事務局) 障がいのスペースで合理的配慮についてのお話でしたがけれども、障がいのかたに対する、ハードの部分でしょうか。

(委員) そこにある駐車場をどういうふうな呼び方をしているかを聞いています。

(事務局) 市役所の思いやり駐車場でしょうか。

(委員) それは合理的配慮には合い入れない呼び方ではないかということで、県は分かりました、間違っていました、ということをお返事いただきました。それは燕市としても改めないといけないのではないのでしょうか。

(庁内委員) 社会福祉課からご説明させていただきます。思いやり駐車場の利用制度につきましては新潟県が実施主体となっておりまして、市町村のほうは、利用証の申請受付と交付をさせていただいております。名称につきましては、県が定めているものになりますので、県のほうが名称を改めるということがあれば、市町村といたしましても、変更対応をさせていただきたいと思います。

(委員) 県の担当部署で、そういうふうに誤りであり合理的配慮には合い入れない内容の名称がついていることを認めましたので、改善されてくるとし、連動するような形で早めに燕市も対応していただきたいなということをお願いします。

(委員長) 他にありますか。お願いします。

(委員) 先ほどお話しさせていただいて、私は、女性に対する企業がどうかというの

は思わないけど、確かに、それ以外の女性は思っているところがいっぱいあるなというふうに考え直しました。何かをやるにしても、委員や管理職をやるにしても、ちょっと私では出来ませんと、そういうふうにたくさん言っているのはどうしてだろうと、思い返しました。それは男性と女性とはあまり関係なくて、自信があればやればいいことだし、今、圧倒的に女性が、そういうところから退く。例えば女性の人権のところ、女性が委員になるようにしましたと市役所はされているので、一般的な企業でも、そういう女性の管理職の割合が高いところはどうしてそうなのか。管理職がいないところは、どうしてそうなのか。いろいろな企業をピックアップして、意見を聞いて、どうしてか、どうすればよいのか考えていかなければ駄目なのだと思います。

人権と、男女共同参画の両方に関わらせていただいて。例えば、女性に対する意識の向上でデータを出しています、女性に対してそのデータが届かない割合もあるので、どうするのかということを考えて、意識を変えていくようなことが必要だと思います。7年くらい前に、市役所主催の女性が集まって、市役所の女性と、企業の女性の研修があつて、そのことをすごく私は覚えています。私は凄く良いきっかけになったなと思っているので、そういうこともやっていくといいのかなと思いました。

(委員長) 他の委員さんからご意見、ご質問ありますでしょうか。

はい、それではないようでしたら、それでは議事の(1)の、第2次燕市人権教育啓発推進計画の進捗状況の点検評価について、質疑はこれで終了させていただきたいと思います。

(2) 令和7年度のスケジュールについて

(委員長) それでは次に、議事の(2) 令和7年度のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい、市民課からご説明させていただきます。

(事務局より説明)

(委員長) はい、それでは、3案、事務局のほうからいただきました。本日でどの案に決めるか皆さんのご意見を聞いて決めていきたいと思っています。ご意見・質疑等ありましたら、ご発言お願いします。

(委員) 私のほうから意見を述べさせていただきたいと思っています。私は2回でも十分

でないという意見をいろんなところでお話しを、各自治体の委員をしておりますのでしております。むしろ、今は2回では終わらないくらい活発に委員さんからの論議が出て、今日みたいに、多岐にわたって意見が出てきているわけなので、燕市としても、開催を最低でも2回は必要なのではないかなと思います。今日も説明があったように、ようやく各課、担当部署にしっかりと落とし込んで、活動がどのように審議をし連携され進んできているのかと、フィードバックしながらお互いに、連携しているのが徐々に出始めているように思います。これが1回ということになると、どうしても、委員の意見がしっかり生かされないのではないかなというふうに思っています。少なくとも、来年度、1年の振り返りをしっかりやりながら、次の方向、そして、進捗状況などもしっかり確認をしながら中間の取組の状況などを見ながら、お互いに責任を持って進めていくためには、最低でも年2回の開催をぜひお願いをさせていただきたいというふうに思います。

(委員長) ほかの皆様ご意見ありますでしょうか。

私のほうから事務局に確認なのですが、資料4の②事務局案で、次回の開催は、次の6月～7月ですか。

(事務局) 表題といたしますか、事務局案の下に括弧をさせていただきました。

②案ですと、開催1回で6月から7月頃、①と最初の時期はほぼ一緒でこの頃かなというところで、そうさせていただきました。

(委員長) そうしますと、②の場合でしたら今回検討させていただいた内容の確定値に基づいて6月～7月に審議をするということになります。あまり内容が変わらない可能性がありますね、分かりました。やはり②だと2月が無いので間延びする。ほかの委員の方いかがでしょうか。

(委員) 私としては委員会意見の開催2回ということで、お願いできればありがたいと思っています。その理由は、やはり皆さんと、私らがコメントを書く、それに対して文章で回答が来る、それを例えば読むだけで終わりじゃなくて、今日もやはりその文章から読み取れない部分がたくさんあるわけです。このように、年2回、皆様と対面しながら話をすることによって、私たちも、皆様の施策について、より深い理解をすることができるし、私たちも、また、意見交換のやりとりを通して、新たな改善策を提言することも、できると思うのです。できれば、①の案で、私はやっていただけると大変ありがたいなと思っています。

(委員長) ほかの委員の方がいでしょうか。

特に多数決というやり方ではと思いますので、検討のうえ決めたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(委員) 逆に事務局は、1回という何か根拠があるのでしょうか。

2回やったほうがいいという意見の中で、事務局として1回でいいのだという、何かそういった考えはあるのですか。

(事務局) 事務局のほうも委員会を開催して、まだ1年ということもあり、当然、他の自治体にお聞きして、習う部分も多いのですけれども、事務局が確認した範囲ですし、どちらかというと1回の開催で、内容を充実させるほうが良いというアドバイスを参考にさせていただきました。

(委員) 私が知る限りでは、1回の開催で済んでいるところは長岡市だけしか聞いていません。三条市や長岡市については、私は委員ではありませんので状況を把握していませんが、私が行っている、南魚沼市、十日町市、津南町、小千谷市、見附市は全部3回くらいやっています。

(事務局) ほかに複数見習うべき、先進のところはございます。そこでいただいた意見では、委員会の回数じゃないですよ。年間を通じてその啓発活動の周知、ご案内、そして資料づくりの工夫、そちらのほうに主眼を置くべきですよ。回数にこだわると、ともすると、よもやま話に終わってしまうような、などのご意見も参考にさせていただきました。

(委員) いや、今日も皆さんいろいろな意見を言っているではないですか。政策決定の場に女性がまだまだ少ないのではないかという町内会を含めて、大事なところが提起され、当事者の意見として出ているわけですね。

(事務局) それで、前回のときは、今のように事務局のご説明は出来ませんでしたので、説明させてもらったうえで。

(委員) 私的には、1年間、燕市はこういうふうに、女性の参画が進みました、町内もこういうふうに改善されつつあります。議員の参画状況についても、年1回報告いただくとかですね、そういったことを挙げながら、皆さんの意見をしっかり聞くような仕組みにしてもらいたいと思います。だから、余りにも、効率化、そういうことだけ求めて、安上がりの人権にシフトしようということではいけないと私は思います。

(事務局) ありがとうございます。事務局としての説明は、前回出来なかった説明をさせていただきますので、あとは、当然委員会の皆様のご判断に委ねさせていただきます。

(委員長) 私は両方の意見を聞いておりますので。今のところ、事務局と事前に確認したのは、無理に決定せずに委員さんの意見を尊重して決めましょうというところでしたので、できるだけ委員さんのご意見をいただきたいなというふうに思っているのですが。今のところ、2回実施という形で委員さんの雰囲気はあるかなとは思いますが、いかがでしょうか。

2回でいきましょうか。燕市はこれからトップランナーになっても構わないと思いますので。

(委員) いや、なって欲しいと思うのです。世界的に開かれた取組をやっている燕市こそが、国際的な人権基準に合致するような内容を世界に発信していただきたいと思っています。

(委員長) それでは市民課さんには、特にご負担をおかけしますが、ぜひ2回ということをお願いしたいと思います。委員の皆様はご異存ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。

拍手もありましたので、年2回の開催でお願いいたします。

それでは、今ほど、議事(2)で年2回実施するというふうに決定させていただきました。

ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。

4. その他

(委員長) 続きまして次第4、その他に移ります。連絡事項ありますでしょうか。

(事務局) 事務局のほうから、ただいま議事(2)で決定いたしました推進委員会の開催数について、年2回開催ということですので、次回の開催のお知らせになりますけれども、令和7年の6月～7月頃という言い方に一旦させてください。この頃に、1回目の委員会を開催予定ということをお願いいたします。

今回、議事(1)でご説明させていただきました本計画の6年度の見込みにつきまして、確定値につきましては、郵便ではなく6月～7月頃の開催まで待っていただきまして、その場でご説明させていただくということでご了承いただ

きたいと思います。

また委員の任期は、2年目にこれから入るということで、皆様方引き続き令和7年度におきましても、市の人権教育及び人権啓発の推進に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

(委員長) はい、ありがとうございました。

ほかに質疑等はございませんでしょうか。

それでは本日予定しておりました議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しいたします。

5. 閉会

(事務局) 藤本委員長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間に渡りたくさんのご意見をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回燕市人権教育啓発推進委員会を閉会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。